

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久喜騎西線
- 三 道路の区域

<p>旧 新 B</p>	<p>旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>加須市大室字大宮八二番八地先から 同市日出安字新道下五五六番一地先まで</p>	<p>加須市大室字大宮八二番一地先から 同市日出安字新道下五五四番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>七・四〇〇 四二・三五</p>	<p>六・三八〇 二七・七一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五〇〇一・二〇</p>	<p>三六五〇・〇九</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>旧 A の一部は、加須市道として 引き継ぐ。</p>		<p>備 考</p>